



(9)

紙面上では市外局番03の表記を省略しています。

**民間建築物のバリアフリー整備費用を補助します**

高齢の方や障害のある方が利用しやすくなるように建築物を改修する方に、整備費の一部を補助します。着工前の申し込みが必要です。詳しくはお問い合わせください。

【対象】個人、中小企業経営者、医療法人など  
 【対象となる建物】飲食店、物品販売店、医療施設などの不特定多数の方が利用する建物  
 建物の床面積などにより対象とならない場合があります。また、個人の住宅や集合住宅は対象となりません。

【補助金額】整備費用の2分の1  
 (上限300万円)  
 【担当課】福祉管理課  
 ☎(5654)8243

**介護職員初任者研修または実務者研修を修了した方へ受講費用の一部を補助します**

【対象】次の全てに該当する方  
 ▽平成28年4月以降に介護職員初任者研修、または実務者研修を修了している  
 ▽区内の介護事業所で週平均20時間以上勤務している  
 ▽他の機関で実施する同様の補助を受けていない

【補助金額】次のいずれも受講費用の6分の1相当額を年1回、最大3回まで支給。

**介護職員初任者研修上限定額1万5千円**

【申込方法】所定の申請書・助成金交付請求書、領収書など受講費用の分かる物(コピー可)、該当する研修の修了証明書(コピー可)、就労証明書を持参か郵送。申請書および助成金交付請求書は区ホームページからも取り出せます。

【申請書および助成金交付請求書配布・申請・担当課】〒124-8555葛飾区役所介護保険課  
 (区役所2階201番)  
 ☎(5654)8246

**年末調整・確定申告をする方へ**

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料は、社会保険料控除の対象となります。

【国民健康保険料】口座振替で納めている方には、振替済のお知らせを12月下旬に送付します。納付書で納めている方は、領収証書で納付額を確認してください。

【後期高齢者医療保険料】普通徴収(口座振替または納付書払い)で納めている方は、領収証書または通帳で納付額を確認してください。

**いずれも**

納付額が確認できない方には、納付額が確認できる資料を郵送または国保年金課窓口で交付します。窓口交付の際は、本人確認ができる物(運転免許証など)をお持ちください。なお、納付額は電話ではお答えしておりません。

**後期高齢者医療制度の医療費等通知をお送りします**

後期高齢者医療制度の被保険者の方に、健康と医療に対する認識を深めていただくとともに、受診内容に誤りがないかを確認していただくため、平成27年7月～28年6月診療分の医療費額などのお知らせを、東京都後期高齢者医療広域連合から11月中旬にお送りしています。

【対象】平成27年7月～28年6月の間で次のいずれかに該当する方  
 ▽医療費の総額(自己負担分+保険者負担分)が5万円を超える月がある  
 ▽柔道整復、はり・きゅう、あんま・マッサージ、治療用器具などの施術や支給がある

【問い合わせ】東京都後期高齢者医療広域連合保険部保険課点検係  
 ☎(3222)4424

【担当課】国保年金課

**高次脳機能障害のある方またはその支援者へ**  
**相談会を開催します**

脳卒中や交通事故などの後遺症により、高次脳機能障害(記憶障害、注意障害など)となった方やその支援者の不安にお答えします。

【日時】12月16日(金)午後1～5時  
 【対象】区内在住で高次脳機能障害のある方またはその支援者10人  
 【申込方法】11月28日(月)午前9時から電話で(先着順)。  
 【会場】申し込み・担当課 地域活動支援センター(堀切3-34-1ウエルビアかつしか内)  
 ☎(5698)1336

**郷土と天文の博物館 天文ボランティアを募集します**  
 望遠鏡を使った星の観察会や、展示解説などを行うボランティアを募集します。天文の知識は問いません。  
 【対象】16歳以上で次の全てに該当する方20人  
 ▽(金)または(土)の午後7～9時に活動できる方  
 ▽平成29年1～3月(主に(金)・(土)の午後7～9時)に行う研修に参加できる方(7回程度)  
 【その他】次の日程で事前説明会を郷土と天文の博物館で行います。申し込み前でも参加できます。  
 ▽12月9日(金)午後7～9時  
 ▽1月8日(日)午後3～5時  
 いずれも直接会場へ。両日とも内容は同じです。  
 【申込方法】往復ハガキに「天文ボランティア」・住所・氏名・年齢・電話番号・応募動機を書いて、平成29年1月13日(金)必着まで多数抽選。電子申請可。  
 【会場】申し込み・担当課 〒125-0063白鳥3-25-1郷土と天文の博物館  
 ☎(3838)1101

**平成28年度臨時福祉給付金および年金生活者等支援臨時福祉給付金(障害・遺族基礎年金受給者向け)**

【担当課】福祉管理課

支給対象者に該当すると思われる方へ、8月末から申請書を送付しています。

**平成28年度臨時福祉給付金**

【支給対象者】

基準日(平成28年1月1日)時点で、葛飾区に住民票があり、平成28年度住民税(特別区民税均等割)が課税されていない方  
 ただし、平成28年度住民税が課税されている方の扶養親族等(※)や、生活保護を受給している方は対象になりません。また、16歳未満の方で、生計を同一とする家族に住民税が課税されている方がいる場合も対象になりません。

(※)税法上の控除対象配偶者、配偶者特別控除における配偶者、扶養親族、青色事業専従者および白色事業専従者

【支給額】

1人当たり**3,000円**(支給は1回です)

**年金生活者等支援臨時福祉給付金(障害・遺族基礎年金受給者向け)**

【支給対象者】

平成28年度臨時福祉給付金の支給対象者のうち、平成28年5月分の障害基礎年金や遺族基礎年金等(※)を受給している方

(※)障害基礎年金や遺族基礎年金に加え、基礎年金制度が開始される前の昭和61年3月以前に受給権が発生した障害年金のうち、障害基礎年金に相当する障害等級が1級または2級(船員保険の職務上の障害年金は1～5級)の障害年金

ただし、平成28年度に実施した「年金生活者等支援臨時福祉給付金(高齢者向け)」(30,000円)を受給した方は対象になりません。

【支給額】

1人当たり**30,000円**(支給は1回です)

申請期限

**12月28日(水)まで**

原則、申請期限後は受け付けできませんので、お早めに申請してください。

申請方法

申請書を記入の上、必要書類を添付し、次のいずれかの方法で申請してください。

郵送の場合 同封の返信用封筒(切手不要)で。  
 持参の場合 臨時福祉給付金窓口(区役所2階202番)で受け付けます(午前8時30分～午後5時/土・日曜日、祝日を除く)。

支給時期

申請受け付け後、1カ月半程度で指定の口座へ振り込む予定ですが、それ以上かかる場合もあります。あらかじめご了承ください。

お問い合わせはこちら ↓

**葛飾区給付金コールセンター**

**☎0120-627-200(フリーダイヤル)**

フリーダイヤルにかからない電話機の場合 ☎3299-3932

午前8時30分～午後5時(土・日曜日、祝日を除く)

“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。



給付金の支給に当たり、葛飾区や厚生労働省などの職員がATM(現金自動預け払い機)の操作をお願いしたり、手数料の振り込みを求めたりすることは絶対にありません。

持ち込み食品等の放射性物質検査を行っています(要予約)。詳しくは区ホームページをご覧ください。

【申し込み・担当課】消費生活センター(立石5-27-1ウィメンズパル内) ☎5698-2316